応用物理学会集積化MEMS技術研究会規程

応用物理学会集積化MEMS技術研究会規程を次の通り定める。本規程に定めのない事項については応用物理学会研究会共通規程に準じるものとする。

1.名称

本研究会は、応用物理学会集積化MEMS 技術研究会(英語名 The Study Group of the Integrated MEMS)と称する。

2.目的

本研究会は、集積化MEMS技術研究の推進および国内普及をはかることを目的とする。

3.事業

本研究会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1)シンポジウム企画、研究会などの主催。
- 2) 案内、お知らせのホームページ上での広報活動。
- 3) その他本研究会の目的達成に必要な事業。

4.会員

- 1) 本研究会は、前項の目的に賛同する下記の会員により組織する。
 - 1-1) 特別会員
 - 1-2) 応用物理学会会員以外(A会員)
 - 1-3) 応用物理学会会員(B会員)
 - 1-4) 賛助会員
 - 1-5) 学生(学生会員) ただし、社会人学生を除く
- 2) 本研究会の名誉を棄損し、また研究会の目的に反するような行動があったとき、および会費滞納が2か年以上になる場合は、研究会会員を除名することができる。
- 3) 特別会員とは、委員長が指名し認めた会員とする。また、特別会員は、本研究会の運営委員会に帰属する。ただし、本研究会に対してなんら義務を負うものではなく、可能な範囲の活動を行うものとする。
- 4) 特別会員に対し委員長の判断により、感謝の意を示す盾を授与するものとする。授与は、 本研究会で実施するイベントにて実施するものとする。
- 5) 賛助会員となった団体には、3 名までの本研究会で開催する各種イベントへの参加費を無料とする。また、団体の中から代表者として1名運営委員会に参加する資格が付与されるものとする。

5.会費

- 1)研究会員は、次年度年会費を前年度3月末日までに所定の銀行口座に納めるものとする。 (ただし、本会費は応用物理学会会費とは異なる)
- 2) A会員及びB会員の年会費は3000円、賛助会員は2000円とする。

学生会員の年会費は無料とする。

- 3) 入会の時期により、会費を次に定める。4-9月末までの期間中の入会は会費を一年分とする。10月から12月末までの期間中の入会は半額とする。1月から3月末までの期間中の入会は、当年度分の会費を無料とし、次年度会費として扱い1年分とする。
- 4) 特別会員の年会費は無料とする。ただし、本研究会で実施するイベントについては参加費を有料とする。

6. 運営委員会

- 1) 本研究会に次の役員をおく。
 - 1-1) 委員長、副委員長、顧問、監事、幹事、副幹事、会計、副会計、広報、副広報、企画 運営委員、特別会員からなる。
- 2) 運営委員会は、役員をもって組織し、会の運営をつかさどる。
- 3) 運営委員会に事務局を設ける。
 - 3-1) 事務局は、幹事、副幹事、会計、副会計、広報、副広報から構成される。
 - 3-2) 事務局は、各種資料作成、情報管理を行う。
 - 3-3) 事務局は、議事録をはじめ研究会運営に伴う報告書類の作成管理を行う。
 - 3-4) 事務局は、応用物理学会本部および対外的な対応及び会員の窓口として業務を実施する。

4) 役員の担務

- 4-1) 委員長は、運営委員会会務を総括し、委員会の開催、規則の制定および改定、役員の選任、事業計画、事業報告、収支予算・決算、その他重要事項の承認を求める。
- 4-2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4-3) 顧問は、委員長、副委員長から意見を求められた時に助言を行うものとし、本運営委員会に対してなんら義務を負うものではなく、可能な範囲の活動を行うものとする。
- 4-4) 監事は、委員長、副委員長、顧問、幹事、事務局運営の補佐を行うものとする。
- 4-5) 幹事は、運営委員会の運営管理を行い、運営委員会を円滑に推進するために事務局を 統括する。応用物理学会本部との連絡・窓口を行う。
- 4-6) 副幹事は、幹事を補佐するものとする。
- 4-7) 広報は、ホームページの管理更新、パンフレット作成により宣伝アピール活動を行う。
- 4-8) 副広報は、広報を補佐するものとする。
- 4-9) 会計は年度毎に予算案を立案、会計報告を行う。また、入会担当、メーリングリストの管理も兼務とする。運営委員は企画を担当し幹事を補佐する。運営を行うにあたり各運営担務内容が重複することを認め互いに協力的に円滑に進めるものとする。
- 4-10) 副会計は、会計を補佐するものとする。
- 4-11) 企画運営委員は、運営委員会の各企画の運営に協力するとともに指名された企画を遂行するものとする。
- 5) 役員の選任は次による。
 - 5-1) 委員長は、現委員長が次期委員長を推薦し運営委員会の過半数の賛同により決定する。推薦に際し、顧問に判断をゆだねることを可能とする。
 - 5-2) 副委員長、顧問、監事、幹事、副幹事、会計、副会計、広報、副広報、企画運営委員 は、委員長が指名する。
 - 5-3) 役員の任期は年度毎もしくは必要に応じて委員長の判断により見直しを行う。
 - 5-4) 新たな役員の選出は、運営委員による推薦を可能とし、メール審議(運営委員過半数)のもと選任し、委員長により任命する。
- 6) 役員は本研究会の会員とする。
- 7) 役員の任期は次の通りとする。委員長、副委員長、顧問、監事、幹事、副幹事、会計、副 会計、広報、副広報、企画運営委員の任期は2年とする。(但し再選を妨げない)

7.会計

本研究会の事業遂行に要する費用は学会援助金、会費、寄付金およびその他の収入による。 研究会の資産は研究会に帰属する。 1) 本研究会の終結に伴う会費残金は、応用物理学会に帰属するものとする。

8.改正

運営委員会は、必要と認めた場合、委任状を含めその過半数の賛成による議決をもって、本規程の変更内容を決めることができる、変更内容を速やかに応用物理学会総務担当理事に諮り承認されることで改正することができる。

9.本研究会の存続・解散

- 1) 本研究会の存続は、3年目ないし延長後3年目の6月末までに応用物理学会に申し出て、理事会の承認をうるものとする。
- 2) 本研究会を解散する場合には、その旨を理事会に申し出るものとする。

注記

応用物理学会会員への加入については研究会会員の自主判断にゆだねるものとするが、できるだけ会員となることを推奨する。

附則 2023年11月6日制定 総務担当理事承認